

## 後期高齢者終末期相談支援料創設の経緯について

### 1. 社会保障審議会後期高齢者医療の在り方に関する特別部会での議論

【後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子（平成19年10月10日）】

#### 2. 後期高齢者医療の診療報酬に反映すべき事項

##### (4) 終末期における医療について

(終末期の医療)

- 患者が望み、かつ、患者にとって最もよい終末期医療が行われるよう、本人から書面等で示された終末期に希望する診療内容等について、医療関係者等で共有するとともに、終末期の病状や緊急時の対応等について、あらかじめ家族等に情報提供等を行うことが重要であり、これらの診療報酬上の評価の在り方について検討するべきである。（後略）

### 2. 社会保障審議会医療保険部会・医療部会での議論

【平成20年度診療報酬改定の基本方針（平成19年12月3日）】

#### 3 後期高齢者医療の診療報酬体系

後期高齢者医療の新たな診療報酬体系については、「後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子」（平成19年10月10日。後期高齢者医療の在り方に関する特別部会）が定められたところであるが、中央社会保険医療協議会（以下「中医協」という。）においては、この趣旨を十分に踏まえた上で審議が進められることを希望する。

### 3. 中央社会保険医療協議会への諮問

【諮問書（平成20年度診療報酬改定について）（平成20年1月18日）】

健康保険法・・・(中略)・・・の規定に基づき、平成20年度診療報酬改定について、貴会の意見を求めます。

なお、答申に当たっては、別紙1「平成20年度診療報酬改定について」、別紙2「平成20年度診療報酬改定の基本方針」(平成19年12月3日社会保障審議会医療保険部会・社会保障審議会医療部会)及び別紙3「後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子」(平成19年10月10日社会保障審議会後期高齢者医療の在り方に関する特別部会)に基づき行っていただくよう求めます。